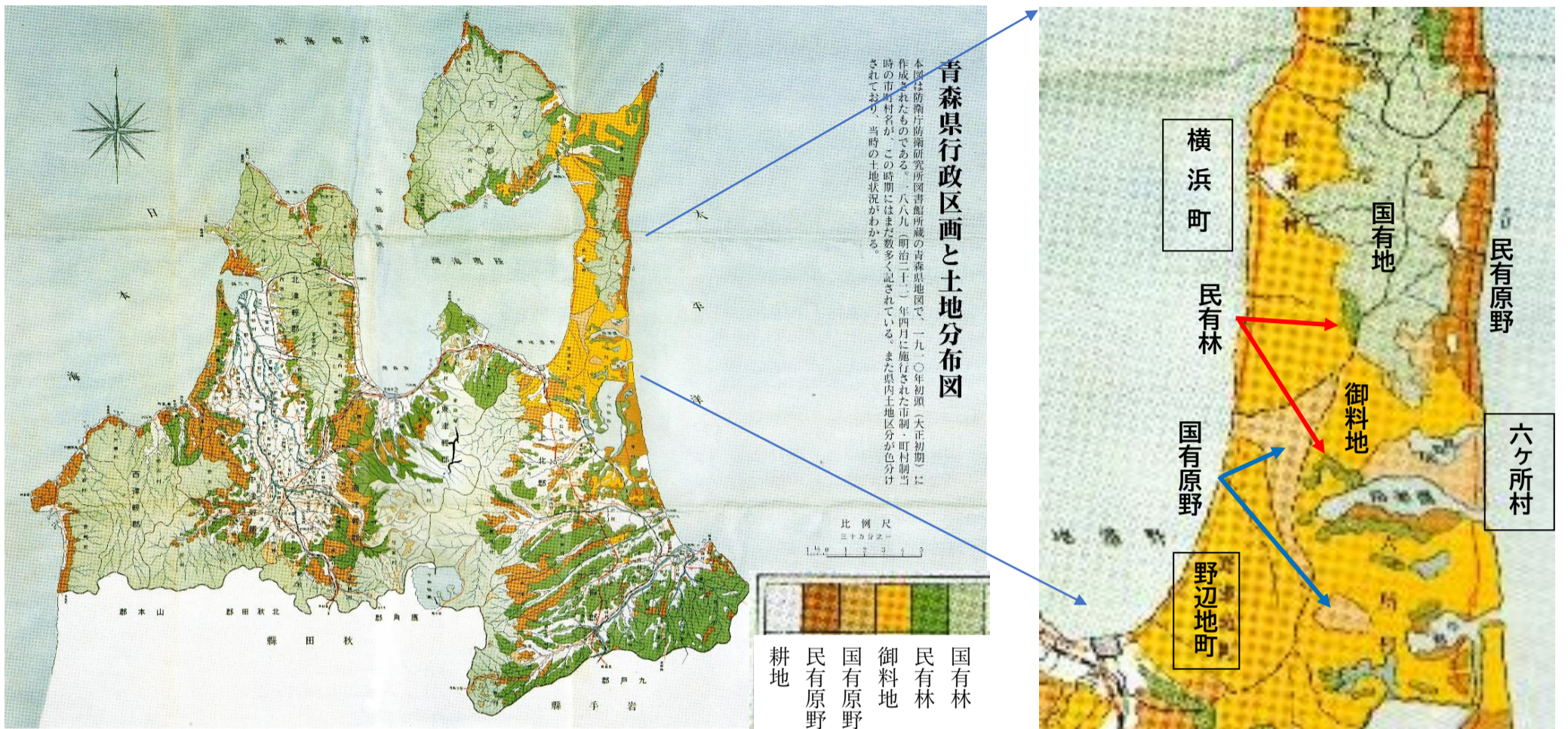


# 軒下まで御料地の六ヶ所村

ねんしよとう                      たいしよしよき                      とちぶんぶず  
1910年初頭(大正初期)土地分布図より



※1 青森県史2004年『資料編 近現代3 「大国」と「東北」の中の青森県』付録より引用  
※2 防衛省防衛研究所戦史研究センター 所蔵 (2022/4/16 現在)

## 1 軒下まで国有地(81.5%)

上記の地図の黄色い部分が御料地で、現在のむつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町に集中していた。「軒下まで国有地」という現状で、盛岡藩の蟻渡牧や、旧会津藩士による斗南藩の旧領地と重なる。明治の頃、尾駈地区は、集落共有の山林も私有の山林もなく山樵(木こりなど)関係の仕事は従来行われていなかった。大正末期から昭和30年代まで行われた炭焼きは、国有林を払い下げてもらい行われていた。※1

※1 参考引用文献:青森県教育委員会 昭和47年「むつ小川原地区 民俗資料緊急調査報告書(第一次)」より一部引用

## 2 六ヶ所村にあった旧陸軍軍馬補充部倉内放牧場と御料地

千歳地区約5,000haは旧陸軍軍馬補充部の放牧場跡地で、戦後、大蔵省管財局の管理下となっていた。庄内地区は、御料地が農地改革により国有地に編入され、野辺地営林署の管理下に置かれていた。

大日本帝国陸地測量部地図「平沼」1914年(大正6年)



地図上に「倉内軍馬放牧場」や「倉内監守所」の名が見える。道路の横にどるいきごうみ土塁の記号も見えるよ。



# ろっかしょむらのうちいかく 六ヶ所村の農地改革

## しょうわきょうこう きょうさく 昭和恐慌と凶作

### 1 しょうわきょうこう きょうさく 昭和恐慌と凶作

しょうわ ねん ねん きんゆうきょうこう しょうわ ねん ねん せかいきょうこう のうか ふさいがく  
昭和2年(1927年)の金融恐慌、昭和4年(1929年)の世界恐慌で、農家の負債額は拡大。納入しなければならぬ小作料の割合が年々上昇。昭和6年(1931年)の大凶作が農家経営に大打撃。上北郡では、5割近い農家が皆無作もしくは7割以上の被害を受ける。六ヶ所村の稲作の皆無作は53.2%で、他は三分作の甚大な被害が出た。昭和9年(1934年)の冷水害による凶作と昭和10年(1935年)の3回目の凶作が発生したが、農林省は救済のための払い下げ米代金を、後に厳しく取り立てている。政府による不十分な救済策といえる。六ヶ所村は、救農土木事業を実施している。



### 2 しょうわしょき ねん ろっかしょむら じぬし こさく かんけい 昭和初期(~1946年)までの六ヶ所村の地主と小作の関係

ろっかしょむらざいぢじぬし こ たんぶみまん しょうきぼとちしよゆうしゃ  
六ヶ所村在り地主は220戸で、そのうち86%が5反歩未満の小規模土地所有者であった。不在地主(主に野辺地町や七戸町の地主)は41戸で、そのうち76%が5反歩未満であった。地主による土地所有者が進まなかったのは、半農半漁で水田化率が低かったのが要因と考えられる。



### 3 のうちいかく むらのうちいいんかい せつりつ かだい 農地改革における村農地委員会の設立と課題

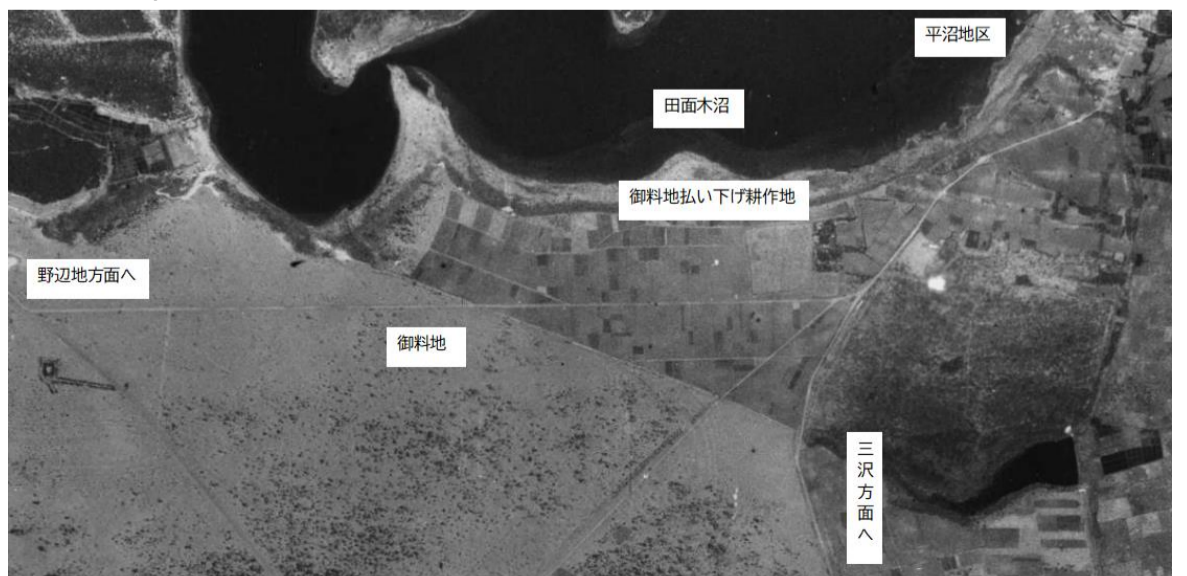
せんご のうちいかく ろっかしょむらのうちいいんかい だいいっかいせんきよ しょうわ ねん ねん  
戦後、農地改革における六ヶ所村農地委員会の第一回選挙は、昭和21年(1946年)12月23日に県下一斉で行われ、昭和24年の第二回選挙も同じ委員が選ばれている。委員には、小作代表の沼田正氏や地主代表の種市忠七氏の名前が見られる。委員会の作成する計画に従って、地主から強制的に土地を買収し、それを小作人に売り渡された。これにより村の93%の農家が自作農となり、平均的な経営規模は1.4haに過ぎず、自立した経営にほど遠かった。

※ 六ヶ所村教育委員会 平成8年「六ヶ所村史 中巻」より一部引用



郷土館キャラクター まがりん

ひだりした ななくらたい ひろ こうや  
左下の七鞍平に広がる荒野と  
み ごりょうち のち こくゆうち  
見える御料地(後に国有地)と  
ひらぬま しゅうらく たいしやうじだい きゅうば  
平沼の集落が大正時代に牛馬の  
ほうぼくち のへじえいりんしよ  
放牧地として、野辺地営林署から  
はら さ こうさくち み  
払い下げられた耕作地を見るこ  
とができる。広大な国有地の有効  
かつよう くに けん むら  
活用が国や県、村にとっても  
じゅうよう かだい  
重要な課題だった。



ひらぬまちくこうさくち ごりょうち 平沼地区耕作地と御料地 国土地理院航空写真より一部加筆 1948年(S23)

# 戦後の開拓事業とは

## 戦後再建策としての雇用確保と食料供給問題

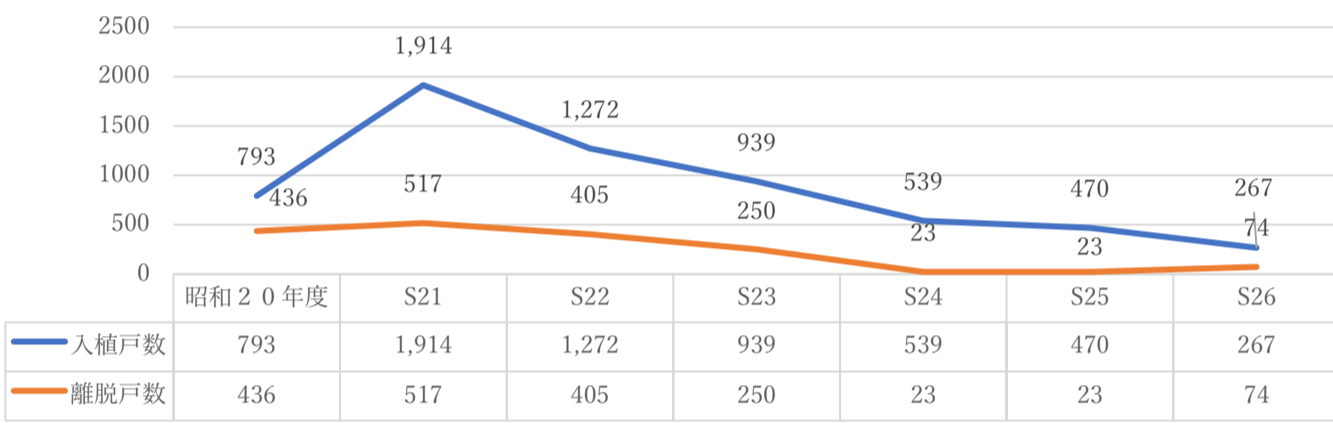
### 1 国の開拓事業の目的

昭和20年(1945)11月、「緊急開拓事業実施要領」が閣議決定される。目的は、戦後の再建策としての食糧問題と人口問題の解決だった。昭和23年(1948)には、「開拓事業実施計画」が立てられ、長期的な問題と入植者の生活安定を重視したものとなった。

### 2 青森県による戦後開拓の実績

昭和20年度(1945)から昭和26年度の7年間の実績は以下の通り。

表1 入植戸数と離脱戸数の変化

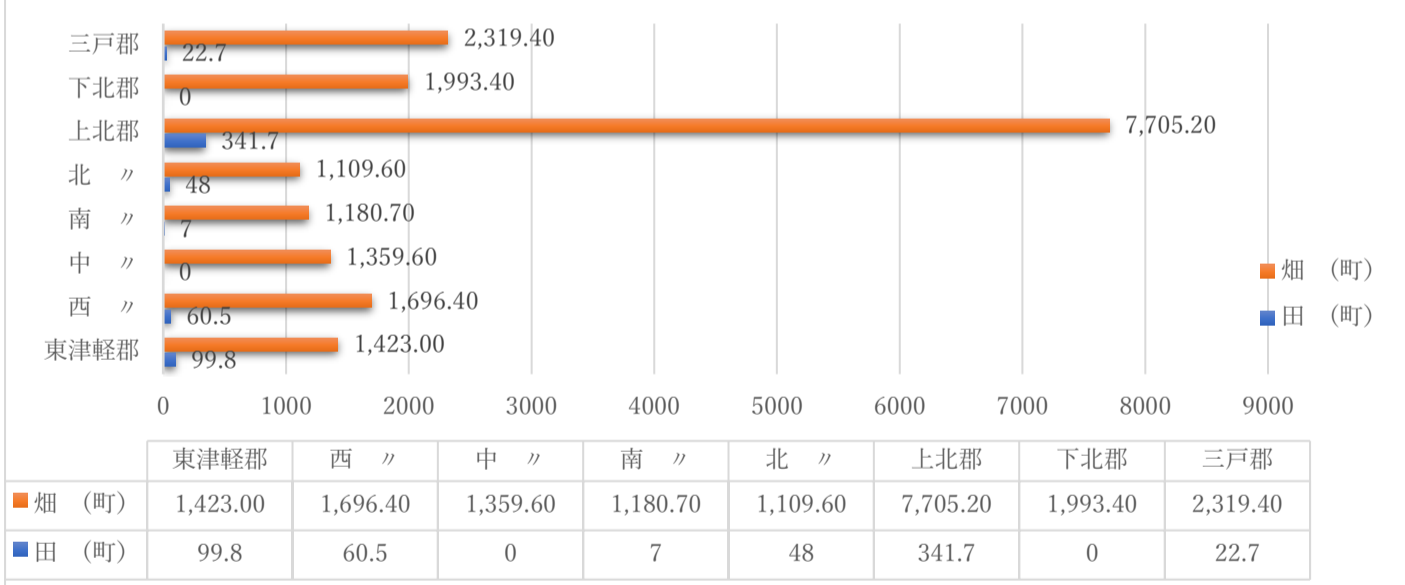


離脱率は、約28%で、非常に多く、厳しい現実が見えます。長期的な支援策が、喫緊の課題でした。



郷土館キャラクター まがりん

表2 年度別開墾実績 (昭和20~26年度)



水田の開墾率は、畑の約3%でした。上北郡の畑の開墾率は、県全体の約41%にも及びます。戦前までに新田開発がすでに行われ、適地が少なく、国有地の活用が、県の課題でもありました。



### 3 六ヶ所村の戦後の開拓事業

六ヶ所村の戦後の代表的な開拓は、上弥栄地区と庄内地区が挙げられる。人力中心の畑作開墾で、当初、大豆や馬鈴薯、菜種が中心であったが、度重なる冷害のため、上弥栄、庄内地区では、昭和29年に初めて乳牛を導入し、酪農経営に転換。現在では、一大酪農地帯となっている。

昭和31年からは、北部上北機械開墾が行われた。



馬鈴薯の選別作業風景(庄内地区)

# 国・県の開拓行政のあゆみ

しつぎょうたいさく しよくりょうかくほ かいたくのうか けいえいあんていか はか しさく てんかん  
失業対策や食糧確保から開拓農家の経営安定化を図る施策へ転換

## ◎ 国や県の開拓行政の歴史

昭和11年(1936) ~15年	◎東北地方集団農耕地開発事業:県内5カ所として弥栄平地区が誕生。国と県の補助5割、各集落30戸、計154戸が760haの土地に入植。1戸当たり平均4ha。
昭和20年(1945) 終戦	・米の収穫高60%の明治以来の大凶作。21年の春には、1,000万人の餓死者が予想された。 ◎国は、食糧確保と失業者対策として緊急開拓実施要領の決定。東北地方総監府は、農地開発会社を設立し、47万haの開発計画発表。青森県は、1万2千haの開墾を計画。農地部や緊急開拓委員会を設立。①開墾目標5年で4万ha ②入植戸数6,670戸 ③農具支給、種子は自己負担 ④住宅は1,000円/1戸の補助 ⑤焼畑10a当たり40円(現在約6,200円)の補助。
昭和21年(1946)	◎海外引揚者入植指導方針制定 ◎第2次農地改革に伴う自作農創設特別措置法制定により、開拓用地の強制買収が行われる。◎開拓者資金融通法制定までの暫定措置として、1,800円/1戸(現在約20万円)の補助。22年制定・公布。
昭和22年(1947)	◎開拓事業実施要領が定められ、農家の次男三男の入植や地元の増反にも道を開いた。 ◎農業協同組合法制定・公布
昭和23年(1948)	◎開拓者資金の特別融資が実施され、資金融通範囲が拡大。(共同施設・農機具・炭カル・家畜購入)
昭和24年(1949)	◎国は、開拓地自作農を創設するために買収した未墾地や開拓財産(土地・立木・建物)の売り渡しを開始。 ◎県下では、上弥栄地区と庄内地区が優良開拓地として表彰される。
昭和30年(1955)	◎上北機械開墾事業と農地開発機械公団の設立:重機による農地造成と建設工事、営農資金の集中投下による早期経営安定を図る。天災融資法公布。
昭和31年(1956)	◎農林省上北開拓建設事務所が野辺地町に設置。青森県上北開拓営農指導所が設置される。
昭和32年(1957)	◎開拓営農振興臨時措置法の制定。青森県開拓経営安定計画が策定される。
昭和34年(1959)	◎北部上北機械開拓地への入植が始まる。
昭和35年(1960)	◎過剰入植地等対策の実施。農地局長通達で離農補助金30万円/1戸当たりと設定。
昭和36年(1961)	◎農業基本法公布される。開拓パイロット事業開始。農業経営規模の拡大と近代化への農業構造改善のための農業近代化資金助成交付開始。
昭和37年(1962)	・フジ製糖青森工場落成。ビートの作付けを奨励するが、砂糖の輸入自由化により、昭和42年(1967)フジ製糖工場休業。
昭和38年(1963)	◎開拓農協事務合理化事業実施要領制定。新振興対策実施の決定。村で畜産振興を図る。 ・この頃から、仔牛の肥育農家が現れたり、ホルスタインを導入したりする農家が増える。
昭和39年(1964)	◎開拓者離農助成対策要綱制定:自立経営農家育成のために離農促進方針に基づき制定される。
昭和40年(1965)	◎開拓営農振興共同利用施設設置事業要領が制定:トラクター・集乳冷却施設設置が促進される。
昭和43年(1968)	・建設省で、むつ小川原開発構想試案を発表。三井不動産などが土地を買い始める。(土地ブーム)
昭和44年(1969)	◎開拓行政を収束し、一般農政分野に移行し、47年度まで補完施政を行う。
昭和45年(1970)	◎青森県開拓営農総合調整事業基本方針を策定:経営基盤の整備、負債の整理、近代化のための資金融資、指導体制強化と離農助成を行う。
昭和46年(1971)	・むつ小川原開発会社設立。財団法人青森県むつ小川原開発会社設立。県は、開発構想及び住民対策大綱発表。
昭和47年(1972)	・全国農業協同組合連合会が発足。開発のための用地買収交渉が始まる。
昭和48年(1973)	○六ヶ所村農業振興地域整備計画の農地利用計画の公告、縦覧。県開発公社が用地買収開始。

せんご にゅうしょくご えいのう う せいさん ばれいしょ あわ やさい ちゅうしん つがるちほう こめ  
戦後、入植後の営農は、飢えをしのぐために生産した馬鈴薯・粟・ヒエ・野菜が中心で、津軽地方の米と  
こうかんもくてき だいず あずき かんきんさくもつ なたね せいさん かちく じかよう やぎ とり しいく  
の交換目的で、大豆・小豆が、換金作物として菜種が生産された。家畜は、自家用として山羊と鶏の飼育  
ていど しょうわ ねん ねん きょうさくひがい けいき らくのうちゅうしん けいえい てんかん かいたくぎょうせい せんご しよくりょう  
程度であった。昭和28年29年の凶作被害を契機に酪農中心の経営に転換。開拓行政も、戦後の食料  
もんだい しつぎょうたいさく かいたく えいのう あんていか はか しさく てんかん らくのうけいえい きんだいか そくしん  
問題や失業対策としての開拓から、営農の安定化を図る施策に転換。酪農経営の近代化を促進し、  
ほんかくてき らくのうちたい へんぼう しょうわ ねん かいたくぎょうせい いっぽんのうせいぶんや いこう  
本格的な酪農地帯と変貌していった。昭和44年(1969)には、開拓行政は一般農政分野へ移行した。



郷土館キャラクター  
まがりん